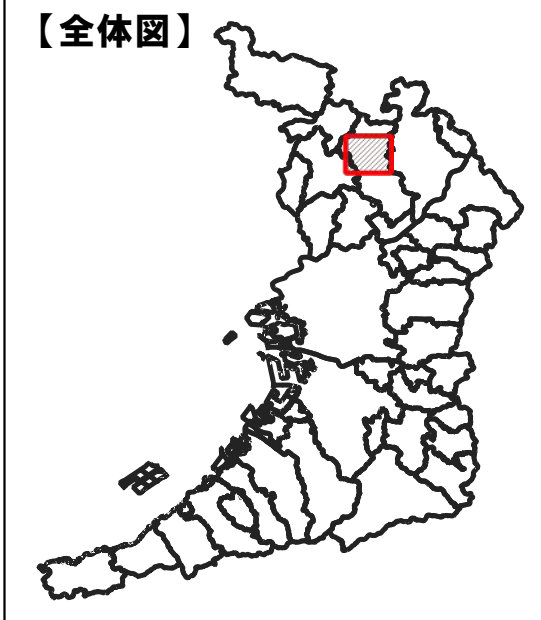
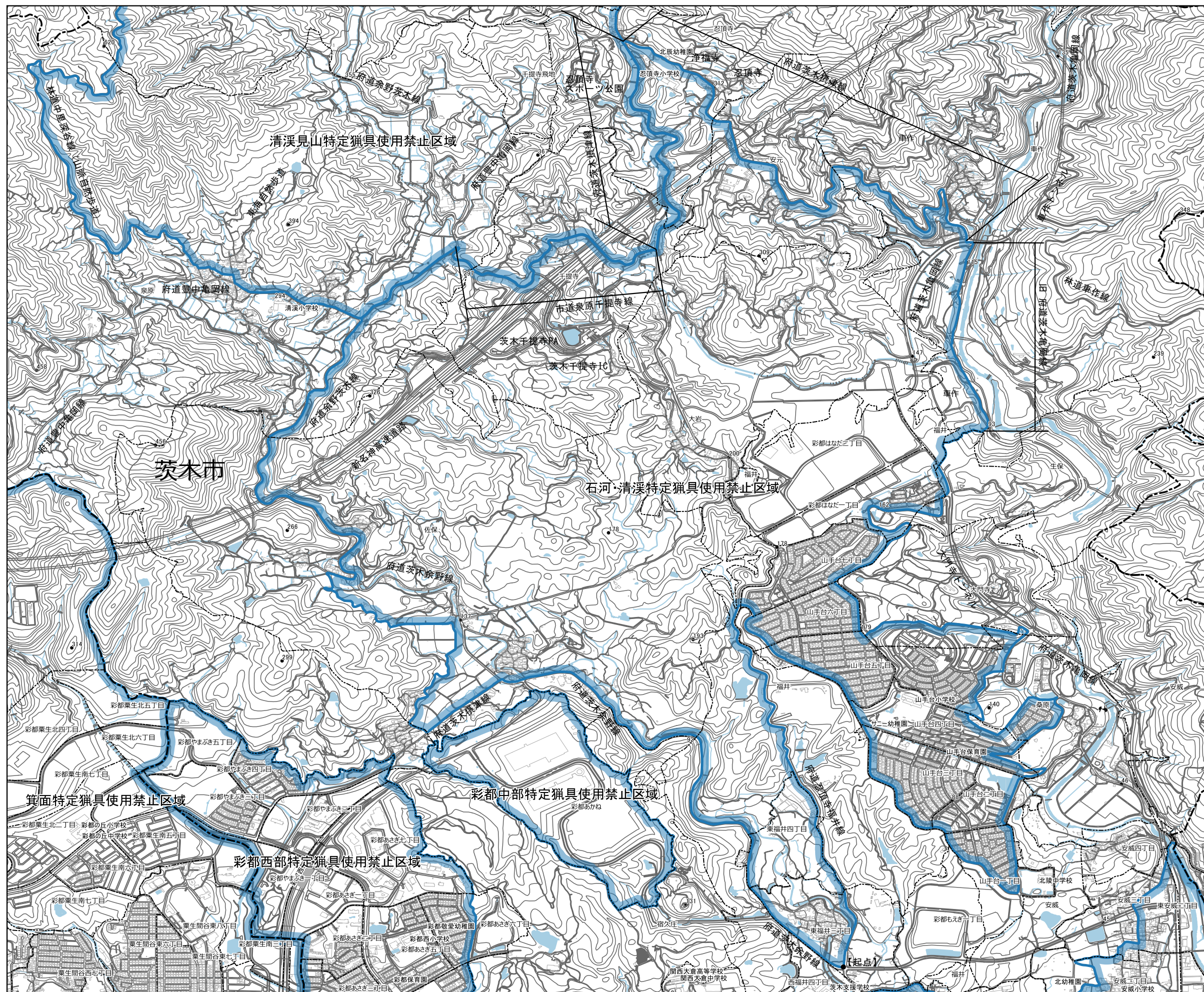


# 14 石河・清溪特定猟具使用禁止区域

1:13000

0 250 500 m



**【凡例】**

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

**【指定区域】**

府道余野茨木線と府道忍頂寺福井線との福井における交点を起点とし、そこから府道余野茨木線、府道茨木撰津線、市道佐保16号線、市道佐保15号線、市道佐保13号線、市道佐保12号線、更に府道余野茨木線を北上し、市道泉原干提寺線、府道茨木撰津線、府道茨木亀岡線、旧府道茨木亀岡線を経て、大字福井と大字生保の境界線、大字福井と大字生保の境界線を西進し、府道茨木亀岡線に至り、同線を150メートル南進し、市道山手台七丁目生保線、市道山手台五丁目山手台六丁目線を経て、市道山手台五丁目山手台六丁目線と市道山手台57号線との交点から東進して府道茨木亀岡線に至り、府道茨木亀岡線を30メートル東進し、その地点から南進して市道山手台79号線に至り、同線を経て、市道山手台78号線、市道山手台80号線から山手台東町と大字桑原との境界線を北進して市道桑原2号線に至り、同線を経て、市道山手台88号線、市道山手台89号線、更に市道山手台85号線の終点から20メートル南進し、市道山手台中央線の交点に至り、同線を経て、市道山手台二丁目山手台一丁目線、市道山手台90号線、市道山手台中央線、府道忍頂寺福井線を経て、起点に戻る各線に囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。